

名古屋市デイサービス型地域活動支援事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第9号に基づく地域活動支援事業のうち、障害者デイサービス事業に係る給付費（以下「地域活動支援給付費」という。）を支給することをもって行う名古屋市地域活動支援事業の実施について必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 前条の「障害者デイサービス」とは、施設において、障害の特性に応じた日常生活動作、家事訓練等の機能訓練や会話、生活マナー等社会適応訓練、手芸、工作、絵画、陶芸、園芸等の創作的活動、介護方法の指導などを行うほか、入浴サービス、給食サービス、送迎サービスを必要に応じて提供することであって、地域活動支援給付費の支給対象になるサービスのことをいう。

2 この要綱において「障害者」とは、法第4条に規定する障害者をいう。

3 この要綱において「登録事業者」とは、名古屋市移動支援・地域活動支援事業者の登録に関する要綱に基づく登録を受けた地域活動支援事業者をいう。

4 この要綱において「支給決定障害者」とは、第5条の規定により支給決定を受けた障害者をいう。

5 この要綱において「支給量」とは、一月に提供を受けることができる地域活動支援のサービス量を日数で表したものをいう。

(対象者)

第3条 地域活動支援給付費の支給対象者は、市内に居住地を有する障害者及び義務教育終了後進学しない障害児(以下「障害者」という。)とする。

2 市外に居住地を有する障害者のうち、本市が法における援護の実施者となっている者は、地域活動支援給付費の支給対象者とする。

3 第1項の規定にかかわらず、法における援護の実施者が本市以外の市町村となっている者は、地域活動支援給付費の支給対象者とししない。

(支給申請)

第4条 地域活動支援給付費の支給を受けようとする対象者(以下「申請者」という。)は、移動支援・地域活動支援給付費支給申請書(様式第1号)を居住地を所管する区長(以下「区長」という。)に提出するものとする。

(支給決定)

第5条 区長は、前条の規定による申請を受理した場合は、当該申請に係る障害者の障害の種類・程度及びその他の心身の状況、当該申請者の地域活動支援の利用に関する意向及び所得状況並びにその他必要な事項を調査又は確認のうえ、地域活動支援給付費の支

給の可否を判定し、支給をすることが適当であると認めるときは、別表 1 の障害区分、支給期間、支給量、利用者負担上限月額を定め支給決定を行い、支給をすることが適当でないと認めるときは、却下決定を行うものとする。

2 区長は、前項の規定による支給決定を行ったときは、申請者に対して移動支援・地域活動支援給付費支給決定通知書(様式第 2 号)及び移動支援・地域活動支援受給者証(様式第 3 号)(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

3 区長は、第 1 項の規定による却下決定を行ったときは、申請者に対して移動支援・地域活動支援給付費支給・変更申請却下通知書(様式第 4 号)を交付するものとする。

(支給期間)

第 6 条 支給期間は、支給決定日から 1 年後の応答日が属する月の末日までの期間(支給決定日が月の初日の場合は、1 年後の応答日の前日までの期間)の範囲内で区長が定めるものとする。

(申請内容の変更の届出)

第 7 条 支給決定障害者は、氏名、住所その他の申請内容を変更したときは、移動支援・地域活動支援変更届出書(様式第 5 号)により区長にその旨を速やかに届け出なければならない。

(受給者証の再交付)

第 8 条 受給者証の再交付を申請しようとする者は、移動支援・地域活動支援受給者証再交付申請書(様式第 6 号)を区長に提出しなければならない。

(支給量又は利用者負担上限月額の変更)

第 9 条 支給決定障害者は、支給量又は利用者負担上限月額の変更を申請する場合、移動支援・地域活動支援給付費支給変更申請書(様式第 7 号)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請を受理した場合は、当該申請に係る障害者等の障害の種類・程度及びその他の心身の状況、当該申請者のデイサービス型地域活動支援の利用に関する意向及び所得状況並びにその他必要な事項を調査又は確認のうえ、支給量、利用者負担上限月額の変更の可否を判定し、変更をすることが適当であると認めるときは、支給量、利用者負担上限月額を定め変更決定を行い、変更をすることが適当でないと認めるときは、却下決定を行うものとする。

3 区長は、前項の規定による変更決定を行ったときは、申請者に対して移動支援・地域活動支援給付費支給変更決定通知書(様式第 8 号)を交付するものとする。

4 区長は、第 2 項の規定による却下決定を行ったときは、申請者に対して移動支援・地域活動支援給付費変更申請却下通知書(様式第 4 号)を交付するものとする。

(支給決定の取消し)

第 10 条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、地域活動支援給付費の支給決定を取り消すことができる。

- (1) 支給決定に係る障害者が、地域活動支援の提供を受ける必要がなくなったと認めるとき。
 - (2) 支給決定障害者が、支給決定の有効期間内に、本市以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（第3条第2項に規定される者は除く。）。
 - (3) 支給決定障害者が第4条の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。
- 2 区長は、地域活動支援給付費の支給決定の取消しを行ったときは、その旨を地域活動支援給付費支給決定取消通知書（様式9号）により、申請者に通知するとともに、受給者証の返還を求めるものとする。

（利用方法及び契約）

第11条 地域活動支援の提供を受けようとする支給決定障害者は、登録事業者を受給者証を提示し、地域活動支援の利用及び提供について、登録事業者と契約の締結を行わなければならない。

- 2 登録事業者は、地域活動支援の利用及び提供について支給決定障害者と契約した内容を契約内容（移動支援・地域活動支援受給者証記載事項）報告書（様式第10号）により地域活動支援給付費の請求日までに市長に報告しなければならない。
- 3 登録事業者は、地域活動支援の提供のつど、地域活動支援サービス提供実績記録票（様式第11号）に必要事項を記載し、地域活動支援の提供を受けた支給決定障害者（以下「利用者」という。）の確認を受けるものとする。

（支給額）

第12条 地域活動支援給付費の額は、一月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

- (1) 同一の月に受けた地域活動支援につき、別表2によって算出した費用の額（その額が現に当該地域活動支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）
 - (2) 当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情を斟酌して別表3で規定する額（別表3で規定する額が前号に掲げる額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）
- 2 区長は支給決定障害者等の属する世帯が次に掲げる者（地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫に該当しない者に限る。）の属する世帯に該当すると認めるときは、当該支給決定障害者等の申請により、前項第2号の額につき、地方税法第295条第1項第2号の規定を適用して再計算した市町村民税を適用する。
- (1) 参照する税の課税年度（以下「課税年度」という。）の現況日（課税年度の前年の12月31日。以下「現況日」という。）以前に婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者のうち、現況日において、地方税法第292条第1項第9

号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）その他地方税法施行令第 46 条の 2 第 2 項に規定する要件を満たすその者と生計を一にする子（以下「その者と生計を一にする子」という。）を有するもの

(2) 課税年度の現況日以前に婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者のうち、現況日において、その者と生計を一にする子を有し、かつ、課税年度の前年の地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額が 500 万円以下であるもの

(3) 課税年度の現況日以前に児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 4 条第 1 項各号中「児童」とあるのを「20 歳未満の者」と読み替えた場合に、同項第 3 号に掲げる養育者の要件に該当する女子であって、現に婚姻（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者のうち、現況日において、扶養親族（20 歳未満の者に限る。）を有するもの

（支給の方法）

第 13 条 地域活動支援給付費の支給は、市長が前条で規定する支給額を登録事業者に支払うことによって行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、地域活動支援給付費を利用者に支払うことができる。

（高額移動・地域活動サービス費の支給）

第 14 条 市長は、利用者が同一の月に受けた地域活動支援について第 12 条第 2 号の規定により算出された利用者負担額に、同一の月に受けた障害福祉サービス費、移動支援給付費及び日中一時受入サービス費の月額負担額を加えて得た額が、次の各号に掲げる額のうちいずれか低い方の額を超えるときは、その超えた額を高額移動・地域活動サービス費として利用者に支給する。

(1) 37,200 円

(2) 法第 76 条の 2 に規定する高額障害福祉サービス費の支給対象となる場合（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 43 条の 5 第 3 項によるものを除く）は、同一の月に受けた障害福祉サービス費に係る利用者負担額

（請求）

第 15 条 登録事業者は、地域活動支援を提供した月ごとに別に定める期日までに、移動支援給付費・地域活動支援給付費請求書（様式第 12 号）に次に掲げる書類を添付して地域活動支援給付費の請求を市長に行うものとする。

(1) 移動支援給付費・地域活動支援給付費明細書（様式第 13 号）

(2) 地域活動支援サービス提供実績記録票（様式第 11 号）の写し

2 市長は、前項の請求があった場合で審査のうえ適正と認めたときは、地域活動支援給付費を登録事業者へ支払うものとする。

(不正利得の返還請求)

第16条 市長は、偽りその他不正の行為により地域活動支援給付費の支給を受けた者があるときは、その者から、その地域活動支援給付費の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、登録事業者が、偽りその他不正の行為により地域活動支援給付費の支給を受けたときは、当該登録事業者に対し、その地域活動支援給付費の全部又は一部を返還させることができる。

(委 任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

2 この要綱の規定による支給申請その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

3 名古屋市が行う移動支援事業、地域活動支援センター事業に係る様式を定める要綱(平成18年8月17日施行)は廃止する。ただし、様式の利用については当分の間認めるものとする。

4 第3条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までの間は、平成18年9月末現在、下記の短期入所事業所において日中ショートの利用契約を行っている中学生、高校生(以下「特例中高生」という。)についても支給対象者とする。

① ゆきやなぎ

② チェリーヒル

③ ショートステイどんたく

5 前項の場合において、第4条中「対象者」とあるのは「対象者又は特例中高生の保護者」と読み替えるものとする。なお、「保護者」とは、法第4条に規定する保護者をいう。

6 第6条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までにを行った支給決定の有効期間は、同日までとする。

7 別表3の規定にかかわらず、負担上限月額は、当分の間、市民税課税者にあつては同表に掲げる額を2で除して得た額とする。

8 別表3の規定にかかわらず、保護者が複数の特例中高生に係る支給決定を受ける場合は、保護者の負担上限月額を特例中高生の数で除した額を、各特例中高生に係る負担上限月額とする。また、特例中高生の保護者も障害者として支給決定を受けている場合は、保護者本人の障害者としての負担上限額を保護者と特例中高生を合わせた数で除して得た額を、一人当たりの負担上限額とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の名古屋市地域活動支援事業実施要綱の規定に基づいて作成されている第1号様式及び第7号様式の使用紙は、この要綱による改正後の名古屋市地域活動支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の名古屋市デイサービス型地域活動支援事業実施要綱の規定に基づいて作成されている第5号様式及び第6号様式の使用紙は、この要綱による改正後の名古屋市デイサービス型地域活動支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定による支給申請その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定による支給申請その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の名古屋市デイサービス型地域活動支援事業実施要綱の規定に基づいて作成されている第4号様式の使用紙は、この要綱による改正後の名古屋市デイサービス型地域活動支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定による支給申請その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。
- 3 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の名古屋市デイサービス型地域活動支援事業実施要綱の規定に基づいて作成されている第7号様式の使用紙は、この要綱による

改正後の名古屋市デイサービス型地域活動支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の名古屋市デイサービス型地域活動支援事業実施要綱の規定に基づいて作成されている第 1 号様式及び第 7 号様式の用紙は、この要綱による改正後の名古屋市デイサービス型地域活動支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 3 月 1 日から施行し、平成 28 年 7 月 1 日から適用するものとする。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市デイサービス型地域活動支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の規定に基づいて提出されている申請書は、この要綱による改正後の名古屋市デイサービス型地域活動支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 1 月 1 日から施行し、平成 30 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の名古屋市デイサービス型地域活動

支援事業実施要綱の規定に基づいて作成されている第 1 号様式、第 3 号様式、第 5 号様式、第 6 号様式、第 7 号様式及び第 1 2 号様式の内紙は、この要綱による改正後の名古屋市デイサービス型地域活動支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間修正して使用することができる。

別表 1（第 5 条関係）

障害区分	障 害 の 程 度
身体 1	身体障害者手帳1、2級かつ愛護手帳1、2度の者
身体2	身体区分1以外で主たる障害が身体障害の者
知 的	身体区分1以外で主たる障害が知的障害の者
精 神	身体区分1以外で主たる障害が精神障害の者
難病患者等	身体区分1以外で主たる障害が難病等の者

別表 2（第 1 2 条関係）

	種 別	区分	提供時間	報酬単価
基 本 額	身 体 障 害 者	1	4 時 間 ま で	3,600 円
			4 時間超～6 時間まで	6,100 円
			6 時 間 超	7,700 円
		2	4 時 間 ま で	3,100 円
			4 時間超～6 時間まで	5,300 円
			6 時 間 超	6,700 円
	難病患者等		4 時 間 ま で	3,100 円
			4 時間超～6 時間まで	5,300 円
			6 時 間 超	6,700 円
	知的・精神障害者		4 時 間 ま で	2,700 円
			4 時間超～6 時間まで	4,500 円
			6 時 間 超	5,700 円
入 浴 加 算	全種別共通		1 回	400 円
送 迎 加 算	全種別共通		片道	500 円
食事提供加算(低所得者)	全種別共通		1 日	420 円

- (1) 上記金額は一人あたりの費用額とする。
- (2) 低所得者の食事提供加算は、別表 3 に規定する生活保護等、市民税非課税者に対するサービス提供に対して加算するものとする。

別表 3（第 1 2 条関係）

所得区分	生活保護等、市民税非課税者	市民税課税者
負担上限月額	0 円	11,400 円

- (1) 生活保護等とは、生活保護受給者、生活保護境界層対象者をいう。
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)に基づく支援給付の受給者及び支援給付の境界層対象者については、生活保護等として取扱う。